

公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年10月24日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成29年度

部局名：高良内財産区

指摘事項等			措置状況
指摘事項	事務監査	公印管理 事務	保有及び使用している公務用の印章について、公印規程が整備されていない。 平成30年9月4日付にて久留米市高良内財産区議会公印規程を制定いたしました。